

常置委員会/常置部会、事務局の組織及び業務に関する運用細則

一般財団法人北海道バスケットボール協会

「目的」

本細則は、本会基本規程第9節第59条〔常置委員会・部会の役職および選任〕、第60条〔委員、部員の職務〕、第61条〔委員会、部会の開催、議長及び緊急事案の処理〕、第62条〔常置委員会・部会の組織及び所管事項〕の規定に則り、委員会・部会の組織及び第66条〔事務局の設置〕、第67条〔事務局の業務〕業務分掌の細則定め、事業の推進を図ることを目的とする。

「組織」

1. 各委員会、各部会には、業務推進のためW/Gを設置することができる。なお、W/Gの名称ならびに設置するグループリーダー及びその業務は、専務理事が委員長、部会長の諮問を受け、執行役員会に付議し決定する。
2. 各委員会、各部会に、会計担当者（事業計画ならびに予算・決算書担当）を1～2名を置く。
3. 各委員会、各部会内の、委員ならびに部員の兼職は、原則不可とする。
4. 各委員会と各部会を跨ぐ委員ならびに部員の兼職は可とする。ただし、重複は最小限に留めることとする。
5. 各委員会、各部会にアドバイザーの設置および選任は、専務理事が委員長、部会長からの諮問を受け、執行役員会に付議し決定する。
6. 事務局長および常駐する事務局員は、委員会・部会への兼職は、原則、不可とする。

「業務分掌」

1. 各委員会、各部会業務分掌を以下に定める。
2. 各委員会、各部会業務分掌は、専務理事が委員長、部会長の諮問を受け、執行役員会に付議し決定する。

「組織」

1. 各委員会、各部会には、業務推進のためW/Gを設置することができる。なお、W/Gの名称ならびにグループリーダー及び業務分掌は、専務理事が委員長、部会長の諮問を受け、執行役員会に付議し決定する。
2. 各委員会、各部会に、会計担当者（事業計画ならびに予算・決算書担当）を1～2名を置く（必須）。
3. 各委員会、各部会内の、委員ならびに部員の兼職（委員長、部会長除く。）は、原則不可とする。
4. 各委員会と各部会を跨ぐ委員ならびに部員の兼職は可とする。ただし、重複は最小限に留めることとする。
5. 各委員会、各部会にオブザーバーまたはアドバイザーの設置および選任は、専務理事が委員長、部会長からの諮問を受け、執行役員会に付議し決定する。
6. 事務局長および常駐する事務局員は、委員会・部会への兼職は、原則不可とする。

「業務分掌」

1. 各委員会、各部会業務分掌を以下に定める。
2. 各委員会、各部会業務分掌は、専務理事が委員長、部会長の諮問を受け、執行役員会に付議し決定する。

「事務局の業務執行および体制」

第11節 事務局

「※基本規程抜粋」

第66条〔事務局の設置〕

- 本会の事務処理のため、事務局および事務局長を置く。
2. 事務局に職員を置くことができる。
 3. 事務局に必要な応じ臨時の職員を置くことができる。
 4. 事務局に事務局次長を置くことができる。
 5. 事務局の組織ならびにその運営に関する事項は、専務理事が別に定める。

第 67 条〔事務局の業務〕「主となる担当」

- (1) 文書の収受および発送に関すること。：事務局長
- (2) 公印の看守に関すること。：事務局長
- (3) 経理および会計に関すること。：財務委員長、事務局長
- (4) 備品の保管に関すること。：財務委員長・総務委員長
- (5) 各種会議または大会の招集および案内に関すること。：総務委員長、事務局長
- (6) 登録に関すること。：登録推進委員長、事務局長
- (7) 収入、支出に関する帳票および証拠書類に関すること。：財務委員長、事務局長
- (8) 各種資料の保管に関すること。：事務局長
- (9) その他、本会の事務に関すること。：事務局長

「事務局体制」

- 1) 事務局長「原則、常勤とする。」
- 2) 事務局員
- 3) 財務委員長「原則、常勤とする。」

「議決」

本規定に定めのない事項は、専務理事が別に定める

「付則」

2026 年 5 月 13 日制定、施行

本細則の設置および改訂は、執行役員会に於いてこれを行う